

## JR 鳥沢駅のトイレの設置を求める意見書

JR 鳥沢駅は、1日の乗車人数が、約900人と多くの住民が利用している公共交通機関であります。

駅の完全無人化に伴い駅舎が改築されることとなり、利用者に対し、工事のお知らせとともに新たな駅舎には、構内トイレを設置しない旨のお知らせが、鳥沢駅に掲示されました。

鳥沢駅は、中央快速線が乗り入れ首都圏に通勤・通学する者が多い中で、首都圏から豊かな自然を求め、人気の高い扇山、百蔵山等の登山者及び桂川へ訪れる釣り客は年間で1万人を超え、また、県営都市公園である桂川ウェルネスパーク等を訪れる多くの方々が利用しております。

高齢化社会を迎える中で、交通の要である駅のトイレ廃止には、地区住民から心配の声が多数あがっており、近隣住民へ迷惑が掛かることも懸念されております。

地域の玄関口である駅のサービス低下は、地方創生・人口減少克服に向けた対策へ支障をきたすものであります。

また、自然災害等が起こり、足止めされた場合を踏まえ、駅トイレがないと非常に困ります。

高齢者、障害者等の移動及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することは、公共交通を担う鉄道事業者としての基本的姿勢であるものと思料するところであり、鳥沢駅に限らず今後、他の駅においても同様の問題発生が危惧されます。

よって、本議会は国に対し、下記の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望致します。

### 記

- 1 鳥沢駅における利用者用駅構内トイレの設置の計画変更が行われるように鉄道事業者へ助言・指導すること。
- 2 地元自治体でトイレ設置が必要となった場合には、国による財政支援を含む所要の措置を講じること。
- 3 鉄道事業者が、駅舎等の整備を計画する場合は、地元住民及び地方公共団体の意見を聴取した上で整備計画を進めるよう、法令等整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月1日

大月市議会  
議長 西室 衛

提出先

内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 国土交通大臣